
種 別： 論説

タイトル： 翻訳の手法——フランス法律文献の場合——

著 者： 滝沢 正

所 収： 『上智法学論集』第 54 卷 3-4 合併号（平成 23 年 3 月）1-29 頁

発行元： 上智大学法学会

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

論 説

翻訳の手法

——フランス法律文献の場合——

滝 沢 正

- I はじめに
- II 文章について
 - 1 二つの手法
 - 2 背景と功罪
- III 用語について
 - 1 前提問題
 - 2 訳語選択の基準
 - 3 付随的部分におけるこだわり
 - 4 具体例の検討
- IV おわりに

I はじめに

研究者になろうとする場合には、まず論文を書かなければならない。そのうちには、概説書も書くようになるであろうし、さらには翻訳をする機会も出てくるであろう。それらのいずれについても、一応の作法らしきものがある。指導教授の先生が特別に親切である場合あるいは世話好きである場合には、こうしたことを懇切丁寧に教えてくれることが期待できる。しかし大抵の場合は、先生や先輩がしていることを見よう見

まねで修得する以外にないのが実情である⁽¹⁾。

論文については、「論文の作法」といったものがある。そうした作法のもっとも基本的な事項としては、なによりもまず、論文は自分の実力で書かなければならないことが挙げられる。他人の論文を参照してその内容を自分の論文のなかに取り込む場合には、しっかりと出典を示さなければならない。また、同じ文章を書くのであれば括弧で括って引用の形式を採らなければならない。そうしないと盗作を疑われることになる⁽²⁾。このことは、参照した文献が外国書であってももちろんまったく同様である。

つぎに、論文は他人に読んでもらうものであるから、一人よがりにならず客観性を心がけなければならない。これを担保する最良の方法は、論文を締切りぎりぎり完成させるようなことはせずに、早めに一応完成させておいて、少し時間を置いて詳しい内容は自分でも忘れた頃に、他人の論文を読むつもりで読み返してやることである⁽³⁾。それですなりと理解できないようであれば、ごく稀には本当に難解な問題に取り組んで適切に書いた結果であることもあろうが、大抵は表現方法に難があったり、説明不足な部分があったり、自分でも問題を十分に整理しきれていなかったことに原因がある。分かりにくいということは、書き手の意図が伝わらないのであるから、ほとんどの場合にそれだけで要する

(1) 近時、大村敦志ほか『民法研究ハンドブック』(2000年、有斐閣)という書物が出版されており、具体性をもたせた記述上の工夫により、民法に限らず論文を執筆する上で初学者にはたいへん便利である。しかし、徒弟制度に伴う現実味を会得させるには、どうしても限界があるように思われる。

(2) 論文の盗作に関連して学生のレポートについて述べるならば、もともとこのレベルでは独創性は要求されないで、どれだけ真面目に調べたかが問われよう。ところが最近では、インターネット上で検索して得た複数の情報をそのままコピーして繋ぎ合わせ、場合によっては単一の情報のみを貼り付けてレポートにすることも可能な時代であるので、教師の側でも油断がならない。

(3) 他人で読んでくれる者があればさらに良いが、批評するだけの能力が要求されるほか内容を剽窃しない信頼のおける人物であることが条件となる。指導教授であっても、アカデミックハラスメントも多く、実際には油断はできない。

に不出来な論文ということになる⁽⁴⁾。

さらに論文には主張が必要であり、単に外国のことを調べましたというような内容ではいけない。すなわち、序論で問題の所在を述べ、結論でそれに対して回答を与えることが必須である。序論を読んで何を目指しているのか分からない論文は、読者に本論へと読み進む意欲をなくさせる。逆に、何を著者は導き出したかと結論に読み進んだけれども、「結論に代えて」などとほぐらかして結論を書かないのは、一種の詐欺である。それではよく勉強しましたということは理解できても、著者の主張が伝わらないのである。ましてや、未完の大作などというものは、交響曲には稀に存在することもあろうが、論文にはありえない。フランスで修士論文にあたるものはメモワール (mémoire) であるから覚書にすぎないが、博士論文はテーズ (thèse) であるから立論であり、既存の学界における定説に対して挑戦するような自説を立てないと博士論文としての要件をそもそも満たしていないのである。調べて分析する能力のほかに、構成し新しい考え方を提示する独創性という能力も試されるのである。

概説書になると、論文とは違った「概説書の作法」といったものもある。この執筆に関して、近時は結構若い方でも共著というかたちで関わりをもつ。フランスでは概説書は多くが単著である。共著の形式をとっている場合の多くは、恩師の単著である著書の改訂作業を弟子が引き継ぐというものである。したがって、概説書はそれぞれ著者の考え方や筆の運びが一貫しており、個性が感じられる。読者として誰を対象とするかも明確である。これに対してわが国では、体系も内容も中途半端で

(4) 具体例を挙げれば、内田貴教授の民法の話は専門外の私にも実に分かりやすい。けれども、だからといって水準が低いわけではないと思われる。逆に、具体的人名を挙げるのははばかれるが、私が専門とする比較法の学会報告のなかには、いかに熱心に聴いても難解であって理解できないものがある。だからといって直ちに内容が高級であって、私の能力が水準に達していないと断定はできないように思う。学会員が通常の注意義務を払うことで理解できる表現をすることは、報告者の義務であると考えている。

似たり寄つたりの共著書があまりに多すぎるように思われる。各共著者は、せっかく自分が関与する機会を与えられた書物であるということで、講義を担当している大学でこれをテキストとして使うというケースが多いけれども、よほど編者または執筆者全員が編集方針を吟味してから執筆した本でないと、内容的にまったく陳腐なものとなる。もっとも、内容的に新機軸を目指しておらず、よく言えば穏健中正にしかしその実は独創性を欠いて通説を祖述することのみに配慮し、あとは販売部数だけを考えるのであれば、なにをか言わんやである。その責任の大半は、売らんかなという対応に終始する出版社におそらくはあろうが、執筆者の側でも安易な企画に惑わされるべきではなからう。実はフランスにおいても、日本ほどではないにしても、最近は同様の傾向が見うけられる。

概説書には、いま述べたような書く作法だけでなく、売る作法というものも重要である。自分が関与した共著の書物を出版社の求めに応じてテキストとして使って講義するのであればまだしも、自著の売り上げを伸ばすためにほとんど使用しない本をテキストに指定するなど不心得な教員を少なからず知っている。はやりの言葉でいえば「教員の品格」の問題であるが、同業者として残念なことである。

同様に、「翻訳の作法」もあると思うのであるが、私自身フランス法という外国法を専攻しているにもかかわらず、翻訳を積極的に行った実績がない⁽⁵⁾。私の怠慢ということのほかにもいろいろな原因があつてのことであるが、ここでは立ち入らない。ウェールとプイヨの共著に

(5) 翻訳としては、これまでは法令の翻訳が多く、野田良之先生ほか10名ほどで「フランス民事訴訟法典」、稲本洋之助先生ほか10名ほどで「フランス革命期諸立法」「フランス憲法典」「フランス民法典」の翻訳を行った。個人では「フランス労働法典」の部分訳も行った。これに対して、論文の翻訳は少なく、大木雅夫先生とランベールの比較法の論文を共訳したほかは、日仏法学国際会議でのピエール・デルヴォルヴェ教授とジャック・ロバール教授の講演を通訳したものを、翻訳として載せたことがあるだけである。

なるクセジュ文庫の『行政法』を兼子仁先生と共訳し、2007年に刊行した書物⁽⁶⁾は、比較的薄いものとはいえ単行書の翻訳であり、最初の本格的訳業となった。多忙な中での短時間の仕事であったため自分自身で不十分と思う点もないわけではないが、その作業をした際に感じたこと、とりわけ兼子先生から示唆を受けたことを、「翻訳の手法——フランス法律文献の場合——」と題して、以下において少しく一般化して述べるものである。表題を「手法」としたのは、「作法」とまでは押し付けがましいものではなく、しかし「技法」というほど洗練された考えがあるわけではないためである。また私の翻訳手法なるものには、十分な経験がないことに由来するものを含めて独断と偏見に基づく部分が多々見られるであろうことを、おそれるものである。個人的見解ということで、予めお許し願いたい。以下においては、文章(Ⅱ)と用語(Ⅲ)に分けて述べる。

Ⅱ 文章について

翻訳した文章についてよく言われることは、直訳と意識の区別である。もっとも、何をもって直訳といい、何をもって意識というかがそもそも問題であり、この区別や両者の優劣は曖昧であるように思ってきた。一方で、日本語としてこなれておらず、いわゆる翻訳調という訳文はあろうが、そういうものを直訳ないし逐語訳であるとすれば、拙劣な訳と同義であるから、意識がよいことになろう。他方で、いささか原著者の立場とは離れることもいとわず訳者の個人的想いを込めた訳文もあるが、そういうものを意識であるとすれば、原文の意味を忠実に再現しておらず、翻訳に名を借りた自説の展開といってもよいのであり、むしろ直訳がよいことになろう。結局は、作法次元の問題といえるこの望

(6) 兼子仁＝滝沢正訳『ウェール＝プイヨー・フランス行政法』(2007年、三省堂)。

ましくない両極端の間であって、どのように訳すのが原著のニュアンスを日本人読者にうまく伝える手法であるかという考え方の差によることになる。

1 二つの手法

私のこれまでの立場は、作法の許容範囲内でどちらかといえば直訳主義であり、翻訳とは「横のものを縦にする」——最近はやが国でも横書きが増えて、「横のものを横にする」ことも多い——変換作業が中核であって、内容を十分に理解して正確であることは要求されるものの、あまり独創性を発揮する余地はないものと考えてきた。基本的には「肉体労働の結実」という認識であった。文学作品とりわけ詩などの韻文の翻訳であれば翻訳自体が芸術的であることを要求される。これは技法という高い次元の問題であろうから、事情は全く別であろう。意識の範囲にすら収まらず、創作の部分が大きいあってしかるべきである。しかし、法学に関する学術書であれば、自然科学ほどではないにしても内容の正確さが何より重要であるからである。原文の意味を取り違えて翻訳をしないことだけに私は注意してきた。もちろん私が文学的センスに欠けることも、また融通がきかずものごとを杓子定規に捉えることしかできない性格であることも関係していよう。

ところが共訳者である兼子先生が担当された部分の訳文の原案を拝見して、翻訳の世界に私とはまったく異なる立場があることを身近に知って正直なところ驚愕した。これまで他人の訳文を見ても、それを原文と逐一つき合わせて読むなどということをした経験がなかったからである。兼子先生において翻訳とは、原著の内容を理解して、それを自分の言葉で日本人読者にとってもっとも分かりやすいかたちで自在に述べる作業、まさに意識主義を地で行っているのである。したがって、訳文の表現は流麗なご自身の論文と同じような調子となる。基本的に「精神労働の結実」であって、それ自身が独自の創造物であり、あたかも芸術作

品という趣がある。文章で例示するのは難しいので、ごく形式的な点を捉えて説明する。

第一に、日本人読者に分かりやすいように、単語を補っている。原書名の行政法 *droit administratif* を「フランス行政法」と表現することに典型的に示されている。原文にはどこにもフランスなどとは書いてないのであり、私のこれまでの立場からすれば、フランス人学者がフランス人向けに書いた行政法の本の翻訳であるから、行政法という訳書の中味はフランス行政法に決まっていると思うのである。しかし、確かに日本人読者にとってはフランスを付したほうが断然分かりやすくなる。

書物の全体は2部に分かれており、作用論 *thème de l'action*、統制論 *thème du contrôle* が原題であるところ、訳書では「行政作用のしくみ」、「行政統制のしくみ」となる。どこにも行政ともしくみとも書いてないにもかかわらず、こうした訳語となる。これに関する裏話を披露すると、兼子先生の原案では第二部の表題は単に「統制のしくみ」となっていた。作用の方は行政を入れないと意味がうまく伝わらないが、統制の方は行政を入れなくとも十分意味が取れるという柔軟なお考えであった。私は先に述べたように形式を重視する性格の人間であるので、一方に行政を入れたら他方にも入れなければ統一がとれていないようで気持ちが悪いので、直訳主義の私が逆をお願いして共通して行政を入れさせていただいた。そのため、私の立場とはうらはらに意識主義が一層強調される結果となった。兼子先生は感覚的、芸術的であるのに対して、私はよく言えば論理的であるが、要するに柔軟性を欠き、石頭であり、単細胞なのである。

以上は書名や部の表題というもっとも基本的部分であって協議した結果であるが、兼子先生の担当部分におけるより際立った実例をもう一つだけ挙げておこう。古典的な時期における行政法の公理と手法について述べる旨を導入部分で予告したのちに、つづく表題の「公理 *doctrine*」を「行政法の公理」と兼子先生が訳されたのは私が理解できる範囲内で

あった。しかし、「手法 *méthode*」を「判例行政法づくりの手法」と訳された⁽⁷⁾のを見て、良くも悪くも到底私にはまねができない翻訳技法であると悟った。

第二に、原文に段落がなくとも、長すぎると思われる一段については、意味の切れ目で適宜段落をつける。たしかに原文には段落がなく長々と記述している個所がいくつかある。そのままべったり文章が続いているよりは、段落があったほうが日本人読者に親切で、読みやすくなる。逆に、結論をまとめている個所などにみられる細切れの短い段落については、原文にある行変えを止めた個所もあり、いわば自在である。この点についても、私は原文尊重をどうしても脱却できず、ほとんど模倣できなかった。

第三に、原文に1、2、3といった符号が付いていなくとも、列挙されている事項であれば、符号を付ける。たしかに原文のままに文章中で単に列挙されるよりは、符号を付けて列挙を明示したほうが、日本人だけでなくおそらくはフランス語の原文を読むフランス人読者にとっても理解しやすいであろう。ただし、ここにもあれば良いかなという個所であって符号を付けていない個所もあり、訳者の一存で判断基準を立ててこの作業を行うのは難しい。

第四に、原文は普通の文章であっても、キーワードと思われるような重要な単語がでてくると、ゴチック体にする。たしかに同じ活字で文章が続いているよりは、ゴチック体になっていればこれは大事な概念であるということが極めてよく日本人読者に伝わる。

私は元来が肉体労働派であるうえに、極端な小心者であるから⁽⁸⁾、

(7) 同書17頁。この点は、実は書名の副題である「判例行政法のモデル」にも示されている。もちろんこの副題は原著にはないものであり、フランス行政法の特徴を一言に要約したキャッチコピーのような性格を有する。

(8) たとえば、原文中のイタリックは外来語(ラテン語、英語、ドイツ語など)を示しており、私としては括弧で原語を表記するなど忠実に原文を再現すれば責を果たしたとつい思ってしまい、担当部分はそうした方針である。しかしそれはフランス人読者向けの

到底意識主義の最先端をゆくこの兼子方式を自家薬籠中のものとするとはできず、列挙の符号やゴチック体の利用につき全体の調和を図る上で試みたものの、最少限しか見習うことができなかつた。すなわち、以上のような補完を施すことが、理解を向上させるうえで圧倒的に有益であると確信した個所でのみ採用した。それ以上のことをした場合の功罪については、原書に責任転嫁できないので、文章構成力に乏しい私としては、大胆には行いえなかつた。担当部分に応じて訳文の調子がかかなり変わっているゆえんであり、訳者の人格の反映という面が強いので全面的な統一は不可能であると最終的に私はあきらめた。

2 背景と功罪

このように見てくると、兼子先生は精神労働派であつて、日本人読者に分かりやすく原書の内容を伝えようとしておられるのに対して、滝沢は肉体労働派であつて横のものを縦にするだけで、読者に対する奉仕の精神に欠けているという結論になりかねない。そうした面は確かにあるうが、やはりこの点についてすこし弁解をする必要を感じる。それは訳書の読者のターゲットを異なって捉える習慣が反映しているのではないかということである。行政法学者である兼子先生の場合は、明らかに行政法専攻者を念頭に置いている。日本行政法を、さらに外国でいえばドイツ行政法やアメリカ行政法を勉強してきて、フランス法やフランス行政法に縁のなかつた人にも、十分に理解できる翻訳を心がけておられる。行政法学界の少数派としてのフランス行政法学派の立場から、たとえば多数派であるドイツ行政法学派が一定のドイツ法の知識をあたかも前提としたように高飛車に翻訳する態度へのアンチテーゼでもあろう。目線は非フランス系の行政法専攻者にあり、かれらに理解しやすい表現に努めるという点から出発している。

外来語表記であつて、日本人読者向けには実は異なる工夫をした方がよいのかもしれない。

これに対して、フランス法専攻の私の場合は、習性として読者のターゲットはどうしてもフランス法学者やフランス法に関心のある者となる。こうした読者に対しては、フランス法独自の考え方や雰囲気を実感させることができる翻訳、原文の記述を忠実に再現する翻訳が、貴重なものとなることが少なくない。客観的な素材として訳文を提供することに主眼があり、日本法での議論のレベルに直ちに合わせることはむしろ抵抗がある。

たとえば、*droit commun* というきわめて一般的な法律用語があり、様々な場面で多義的に用いられている。特別法に対する一般法という意味はもちろん有するが、英米法（大陸法 *droit civil* に対する）や普通法（衡平法 *équité* に対する）や共通法（近世のユースコムーネ *ius commune*）のフランス語表現でもある。これらの他に、国内法的に行政法では民法を念頭に置いて一般法という捉え方をして、これを通常「普通法 *droit commun*」と表現してきた。またこれと対比して、行政法に特有なという意味で「普通法外 *exorbitant du droit commun*」ないし単に「法外 *exorbitant*」という表現がしばしば用いられる。前者の例として、行政賠償責任に対する普通法上の賠償責任 (*responsabilité de droit commun*)、行政契約に対する普通法上の契約 (*contrat de droit commun*) などがあり、後者の例として、民事の契約書の条項と対比される普通法外条項 (*clause exorbitante du droit commun*)、普通法上の手段に対する普通法外手段 (*moyen exorbitant du droit commun*)、民事上の制度と対比される普通法外制度 (*régime exorbitant du droit commun*) などがある。

さらに例外裁判所 (*juge d'attribution, juge d'exception, juge spécialisé*) に対する普通法上の裁判所 (*juge de droit commun*) という表現もみられる。この最後の例では行政裁判所に対して司法裁判所を普通法上の裁判所としているわけではなく、単に司法裁判所や行政裁判所内部の管轄権配分を示すものである。したがって、普通法の「法」の部分にはとくに深い意味はなく一般のという意味であり、私自身も翻訳と直接関係しない時に

は通常裁判所と表現したりしている。しかし、通常裁判所のことを *juge ordinaire* や *juge général* ではなく *juge de droit commun* と表現すること自体にフランス的特徴があると思ひ、翻訳では原語表現のニュアンスを重視して普通法上の裁判所と訳すことが少なからずある。今回は、兼子先生と妥協して、一般権限裁判所という、日本人読者には分かりやすいもののフランス的な趣はいささか失われた訳語で落ち着いた。

こうした翻訳にあたっての基本的立場の相違については、簡単には埋めることができない溝であり、とくに統一はできなかつたものの、私の主観的意識としては兼子先生の方針に合わせようと努めたつもりである。圧倒的に多数の読者は行政法専攻者であつて、フランス法専攻者ではないと思われるからである。いずれにせよ、還暦を過ぎて周りを見渡すといつの間にか私よりも先輩の研究者が多くはおられなくなった時期に、これまでの独断的な翻訳態度を見直す良い機会となつた。企画を構想された兼子先生に深謝するゆえんである。

私の直訳型の翻訳手法の利点というものが他にもあるとすれば、ごく些細なことではあるが、不適切な翻訳をした場合にのちに訳文を読み直して是正する機会が持ちやすいということではなからうか。原文の表現を忠実に再現して翻訳するならば、原文と異なる理解で翻訳をすれば、訳文を読んでその個所が全体の文脈の中でどうしてもしっくりこないことに気づく。ところが、原文を自分なりに読み取つて、それを立派な日本語で表現するならば、自分で訳文を見直した際に一読したところでは原文の趣旨から離れていることに簡単には気づかないからである。

Ⅲ 用 語

翻訳に際して、文章にもまして一層個人的な嗜好が際立つのは、訳語の選択である。正しい訳語と原語の誤解に基づく不適切な訳語の区別という作法次元の問題はあろうが、正しい訳語の範囲内での選択の幅は広

い。手法次元の問題として文章についてよりもさらに訳者の個性が端的に示されよう。

私は、対外的に公表したことはないけれども、おおむね以下に述べるような基本方針の下に訳語を当ててきた。私の弟子筋にあたる方たち、たとえば愛知大学の小林真紀教授などは、そうした訳語を多く採用して下さっているように思われる。そのような方からは、今回の共訳書において急にそれまで使っていた訳語とは異なる訳語をあてたりしているものであるから、無原則に変えてもらっては困りますという抗議の声が当然上がっていると思われる。それに関しては、共訳の宿命というものがあり、しかも行政法専攻者を読者の中心的対象と考えたので当方が譲歩すべきと判断したということで、ひたすら謝るしかないと覚悟している。ただ一言だけ弁明するならば、私としては原則を放棄したわけでは決してなく、今回は共同作業であって相手のあることなので必要な妥協を行ったということである。個人的に訳語を使う場合は今後も基本的にこれまでの使い方を変えるつもりはないので、ご理解いただきたい。それにしてもこの機会に、私の訳語選択の基準がいかなるものであり、他の方とどういう点で相違が生じるのかについて、实例を示しながら説明しておきたい。もっとも用語については、訳語の選択だけではなく、原語のまま示すか訳語をあてるか、原語をカタカナ表記する場合にどのように表現するかという隣接した前提問題もあるので、まずそれらから検討を始める。

1 前提問題

A 原語か訳語か

原語表記をするか訳語をあてるかに関する私の方針は、固有名詞である人名、地名——これらについてはむしろ原語のカタカナ表記をすべき場合であろう⁽⁹⁾——以外のフランス語については、原則として日本語

(9) 漢字表記は表音文字としては可能であり、基督、沙翁(人名)、英吉利、仏蘭西、独

で表記することである。一般名詞はもちろんのこと、国家機関のような固有名詞にも訳語をあてている。その趣旨は、カタカナ表記の横文字の氾濫を国語の乱れと考えて常日頃から快く思っていないこともあるが、原語で示してもその内容が何であるかは、その概念を予め知っている人しか理解できないという欠点があるからである。訳語を既にある日本語⁽¹⁰⁾やそれがない場合にも漢字の造語で示せば、少なくとも訳語を見ただけで内容のおおよその見当はつくものである。それが読者に対する親切というものであろう。たとえば、コミューヌではなく市町村とか、コンセイユ・デタではなく國務院とか、アストラントではなく罰金強制とか、フォートではなく故意過失ないしは非違行為とかである。原語を知りたいという要請に対しては、訳語に原綴を付すという対応で応えれば足りよう。なお、原語をカタカナ表記ではなくいきなり原綴のまま使うことは、その言語を知らない者には発音すら不可能であり、スノビズム——このフランス語の表現自体も、私の主義からすると「物知り気取り」といった日本語で表現すべきかもしれない——にも通じると考えるので絶対にしない。

ただし、多義的な言葉であって、場合に依じて訳し分けるよりも多義性を前提として原語で一括的表現することがよりふさわしいものは、例外的に原語のカタカナ表記とする。例外は少ない方がよいので、私としては日本にはないような法令の概念を示す場合にほぼ限ってきた。たとえば、オルドナンス *ordonnance* は、王令、憲法授權政令、さらに第五共和制憲法典が認める法律授權政令から各種の命令まであり、訳し分けても王令以外はそれ自身こなれた日本語とはならず、多義的用語法も理解されない。さりとて適切な日本語の上位概念で括することも難しく、原

逸（国名）、倫敦、巴里、紐育（都市名）などがあるが、法学で使用がふさわしい場合はほとんどないと思われる。

(10) この場合には、既存の概念との混同に導かないように配慮することは、当然に必要となる。

語表記としている。もっとも今回の翻訳では法律授權政令としての意味のみで用いられているので、兼子先生とも妥協して日本語訳を採用している。デクレ *décret* も政令、大統領令、首相決定、大統領決定を含むので、原語表記としているが、今回の翻訳では行政立法との関わりが中心であるため同様に政令とした。ほかにアレテ *arrêté* は省令、大臣決定、知事決定、市町村長決定、各種規則などを含むので、原語表記としている。しかし、法規的デクレと法規的アレテの上位概念であるレグルマン *règlement* であれば、政令と省令の上位概念である命令という日本語をあててよいであろう。ただし今回の翻訳では、後述するように行政立法とした。

私の恩師である野田良之先生は、実はカタカナ表記も原語の原綴表記もかなり使っておられる。たとえば、カタカナ表記の専門用語として、アンシイアン・レジーム(旧制度)、レストラシオン(王政復古)、ブルジョワジイ(市民階級)、パルルマン(最高法院)、コンセイユ・デタ(内閣)などがある⁽¹¹⁾。私のほうが、この点では師以上に漢字派であり、守旧派といってよい。兼子先生は意識主義であるため専門用語は私以上に日本語表記を徹底される反面、カタカナ表記そのものに対するアレルギーはあまりお持ちでないようであり、今回の翻訳において序論の部分に限っても、一般的用語としてイメージ、イコール、ジャンル、タイプ、バランスシート、モデル、ルール、パートナーなどを多彩に用いられ、そのため全体が軽快な文章となっている。うらやましいものの、私は自己の主義に殉じて、堅苦しいカタカナの少ない文章で訳している。

B カタカナ表記の方法

フランス語をカタカナ表記する場合の仕方であるが、一例として⁽¹²⁾

(11) 野田良之「フランス法入門」法学セミナー 25—34号(1958—59年)。

(12) ほかに、bとvを区別してヴといった表記を用いるか否かなどがあるが、ここでは省略する。

長音は用いる、半母音は子音、母音をともに活かすこととしている。この点で私は野田先生から完全に決別しており、世間一般の表記に近い。野田方式に現在でも忠実なのは、北村一郎教授である。国語審議会の「外来語の表記」にほぼ依拠している私からみると、北村教授の表記は今日では極めて少数派のような感じがする。たとえば、長音に関する私の立場からの例として、ロオマではなくローマとする、ヨオロッパではなくヨーロッパとする、ド・ゴオルではなくド・ゴールとする、フォオトではなくフォートとする、レジイムではなくレジームとする、などである。

半母音に関してはフランス独自の表記上の問題である。この点で兼子先生と立場が異なり、私は半分でもその音があるという立場で母音・子音をいれるが、兼子先生は半分しかないで母音・子音と認めない。例として、私の立場からはヴェューではなくヴェイユとする、コンセーユ・デタではなくコンセイユ・デタとする、デクレ=ロアではなくデクレ=ロワとする、ボアソナードではなくボワソナードとする。なお、今回の翻訳ではこの点の立場の相違は問題となっていない。兼子先生が多数派にしたがいコンセイユ・デタと表記されたためであり、また原著者名の読み方がたまたまご本人の申し出を受けてウェールとしたためである。ウェイユやヴェイユでなければ半母音がないのでウェイルとはならず、また長音を用いるのでウェールとはしていない。

2 訳語選択の基準

もっとも問題となるのは、日本語で表記するとして訳語選択の基準である。どのような訳語を当てるかについては、野田先生のいわゆる直訳主義が槍玉にあがることがある。私は野田先生の直系の弟子と見られており、また実際そうなのであるが、そのために随分と色眼鏡で見られがちであった。北村教授は野田先生のまた東大基礎法学の伝統⁽¹³⁾を大変

(13) 久保正幡教授ほか私が研究室にいた当時の、そして今日まで程度の差こそあれ続いて

よく受け継いでおられるので、北村教授ならばそのように評価されても諒とされるのかと思う——もちろんご本人の意思を確認したわけではなく推測にすぎないことをお許しいただきたい——が、1でも明らかのように私は師の方式に必ずしも忠実な立場はとっていない。ところで兼子先生は、文章法でもわかるとおり野田先生のいわゆる直訳主義には反対の立場を日頃より鮮明しておられるから、共訳にあたり私が直訳主義に傾斜した強い主張をすることを大変に警戒しておられた。確かにフランス法に関する野田先生の用語法は特徴があり、またその見解は当時神の声のようなものであって、誰も正面から異議を唱える勇氣はなかった。きわめて厳格な先生であり、しかもそれを裏付けるだけの学問をしておられたので、権威があったわけである。その精神にどれだけ忠実な立場をとるのが問われるわけであるが、私は自分の意識としては基本的に同調している。なぜならば、野田先生は世間一般に信じられているほどには直訳主義ではなく、場合に応じて意識主義と合理的に使い分けられていると思うからである。その内容は2点に集約することができる。

A 原語対応重視

a 基本形

ある程度フランス法に知識がある場合に、訳語を見ることによって原語が推察され、そのことで内容が理解しやすくなる場合には、フランス語としてのニュアンスが伝わる訳語を重視する。そのため日本語としてはある程度分かりにくくなることもやむをえないとする。日本語として分かりやすくするための言葉の補充をしないものであるから、世上野田流直訳主義と喧伝されているものの中核である。若干の例を挙げよう。

① *établissement public* 野田先生は「公施設」とされるが、兼子先生は「公施設法人」とされる。法人格 (*personnalité juridique*) があること

いる東京大学基礎法学における学問的伝統といえる面があろう。なお直訳主義は文章についても指摘できるが、野田先生がらみでは訳語の問題に限定した。

を、どこまで強調するかであり、兼子先生は日本行政法の立場からそのことを正確に伝えることを重視される。今回の翻訳では妥協して「公施設法人」とした。ほかに公共用営造物、営造物法人などの訳もある。

② *Etats généraux, états provinciaux* 野田先生は「全国身分会議」「地方身分会議」と訳されるが、一般には「三部会」「地方三部会」である。三部会という訳語は歴史学で広く用いられており、僧侶、貴族、市民という3身分の代表から成り立つことを巧みに表現している。しかし、身分 (*états*) は複数形ではあるが3つとは明示されておらず原語からはいささか離れており、逆に *généraux* の部分は訳出されていない。

③ *règlement* 野田先生は「命令」とされるが、行政法学者の多くは、「行政立法」である。言葉自体が規則を示す一語であって、どこにも行政という修飾語はないのである。対応する日本語をあてると政令、省令の上位概念である「命令」(法規命令)とするのが自然と思われる。従属命令 (*règlement subordonné*)、独立命令 (*règlement autonome*) といった表現ともなじみやすい。ただし、命令は *décision* さらには先述のオルドナンスをそのように訳せる場合もありきわめて多義的用語であるので、「行政立法」のほうが日本の読者にとって誤解は圧倒的に少なく、今回の翻訳では兼子先生のご意見を尊重してこれを採用した。

④ *contentieux de pleine juridiction* 野田先生は「完全裁判訴訟」(神谷教授、兼子教授も同じ、なお阿部教授は完全審理訴訟とされる) と訳されるが、小早川教授などが提唱して、審理の実質から「全面審判訴訟」とする訳語がリヴェロ・行政法の共訳の際に考案され、近時は行政法学者の間で有力である。越権訴訟と異なり民事裁判所と同じ完全な裁判権の行使として機能する訴訟を示すので、直訳的であるが「完全裁判」の訳語が捨てがたく、兼子先生とも合意して今回はこの伝統的な訳語を復活させた。

b 応用形

複数の意味で用いられるフランス語を場合に依じて訳し分けることよ

りも、同一の概念を用いていることを示すために共通語、より普遍的に利用できる訳語をあてる。先にこのケースで例外的に原語のカタカナ表記するところがあることを指摘したが、ここでは訳語をあてる場合である。この場合の訳語は必然的に共通に利用できる抽象的な言葉にならざるをえないため、一層直訳主義と指弾されているものである。

① **conclusions** は、野田先生がフランス民事訴訟法典の共訳の際に「結論的申立て」とされた。多く用いられている「論告」では検察官の刑事事件の役割に限定される印象を与えるからであり、民事の従たる当事者としての検察官や行政裁判所の政府委員が行う「判決提案」、さらには当事者が行う主張である「請求の趣旨」に相当する内容を含める意味をもつ。私は、同じ立場にたちつつ日本語としてもう少しこなれた表現をさがして、「総括意見(書)」という訳語に落ち着いた。後に詳しく述べる。今回は行政裁判所が対象であり、兼子先生がかつて用いられていた「判決提案」を採用した。

② **moyens** は、当事者が主張する請求内容の根拠であるが、訴訟類型や状況に応じて、請求原因、取消事由、勝訴事由、攻撃防禦方法などと訳される。「申立事由」とでもすれば一体的に把握できる。

c 例外

例外は数多い。その意味で原語との1対1の対応重視は、原則を堅持している部分がむしろ少ないともいえる。しかし、原語対応重視を掲げること自体が、直訳主義を象徴しているともみうる。

まず、共通する訳語を考えるのが不適切な多義的な言葉は、原語が同一であっても、こなれた日本語で訳し分けをせざるをえない。根本的に異なる訳語をあてる例として、ドロワ **droit** は権利ないしは法とする、ジュスティス **justice** は裁判ないしは正義とする、アクト **acte** は行為ないしは証書とする。時代によって異なるものを指示することもある。パルルマン **parlement** は旧制度では最高法院とし大革命後は国会とする。法分野に応じて微妙に用語法が異なることもある。パルティ **partie** は国

内法では当事者であるが国際法では当事国と訳すべきである。コンヴェンション *convention* は、民法では合意、労働法では団体協約、国際法では条約などと訳し分けることになる。デリ *délit* も民法では不法行為 *délit civil* であり、刑法では犯罪 *délit pénal* である。

同様に、かなり意識的な訳語も場合によって容認する。比較法を専攻される先生の多くは——たとえば野田先生、またタイプは異なるが大木先生——私の独断の見解では実定法解釈学の議論や論理一辺倒を好まれず、大体が文学的・歴史学的造詣が深い。上記の説明も私なりの整理であり、訳語に厳格な統一方針はあまり確立されていないようにお見受けする。もちろんそれでよいという趣旨であって、あまり杓子定規に訳語の当てはめをすると、窮屈にすぎるからである。原語対応主義一辺倒では世の中うまくいかないのである。言葉を補う例としては、以下のものがある。

① *responsabilité* 不法行為法で用いられる場合には単に「責任」と訳すのではなく、「賠償責任」とする。責任はあまりに多義的な言葉であるからである。他方で、契約責任 *responsabilité contractuelle* とか不法行為責任 *responsabilité délictuelle* とか修飾語がつけば責任で足り、また両者の上位概念として用いられる場合には（民事）責任とする。

② *prise à partie* 杉山直治郎先生が「裁判官相手どり訴訟」と名づけ、妙訳として野田先生も従う⁽¹⁴⁾。直訳すれば単に「相手どり（訴訟）」である。

③ *société* と *association* 山本桂一先生の訳語で「営利組合」、「非営利社団」とされ、野田先生も従う。営利、非営利の言葉は原語にはなく、基本的性格を付加して訳したものであり、組合、社団の部分の訳語は異なれ、今日でも広く採用されている⁽¹⁵⁾。

(14) 江藤价泰「裁判官相手どり訴訟の形成過程」『東西法文化の比較と交流・野田良之先生古稀記念』（1983年、東京大学出版会）661頁以下。

(15) 山本桂一「フランスにおける営利組合と非営利社団」『フランス企業法序説』（1969

B 日本語表現重視

a 省略による

Aとは逆に、妥当な日本語表現があれば、むしろそうした日本語表現を重視する面が野田方式にあり、むしろいわゆる原語の逐語訳的な対応による直訳主義には強く反対する立場をとる。言葉の補充にはやや慎重であるが、日本語表現で余分となるものの省略には積極的である。のちに詳しく述べる *cour de justice* の司法裁判所という訳語に批判的であるのも、これに由来する。

① *Président de la République* 野田方式では「大統領」であって、「共和国大統領」とはしない。*président* は議長を示す多義的な言葉であり、内閣総理も国会議長も破毀院長も学長も社長も皆 *président* であるから、区別するために *de la République* が必要なのであって、日本のようにそれぞれ別の言葉をあてる場合には、「共和国」は不要となる。

② *société civile* 「組合」であって、「民事組合」とはしない。同様にして、*société commerciale* は、「会社」とすれば十分であって、「商事会社」とはしない。商事の *société* のことを日本語では会社というからである。先の *droit* についても、*droit subjectif* を権利、*droit objectif* を法と訳せばよいのであって、主観的権利、客観的法では余計な部分が含まれる。

③ *règlement d'administration publique* 「行政規則」ないしは「施行令」であって、「公行政規則」とはしない。*administration* には広く管理の意味があり、明確に行政を示す場合には、*publique* をつける。日本語としては行政という言葉のなかに公の意味が既に含まれており、公行政は同語反復となる。

年、東京大学出版会)。なお、山口俊夫先生は営利社団、非営利社団とされ(『概説フランス法上』1978年、東京大学出版会)、高村学人氏は営利組合、非営利組合とされる(『アソシアシオンへの自由』2007年、勁草書房とりわけ286頁注参照)。いずれにせよ、営利、非営利を付すことでは共通している。

b 在来語による

フランス語の内容に相応する日本語表現がある場合には、誤解に導くのでない限りなるべくそれを用いることとし、造語はせず内容を分かりやすくする。これも直訳主義とは反対の柔軟な立場といえよう。

① *région* わが国で道州制という議論もあるので、「州」または「地方」として「地域圏」といった造語はしない。

② *conseil de prud'homme* 直訳では賢人会議となろうが、現行の機能を重視して「労働裁判所」として、山口先生のように「労働審判所」とはしない。裁判所がそれ以外の任務を果たすときに、イギリス法で審判所とするようであるが、例外裁判所であるので、画一的に裁判所と訳した方が分かりやすい。もっとも、わが国でも近時労働審判委員会が設けられたため、状況が変化しつつある。*commission des affaires de la sécurité sociale* なども、私は「社会保障事件裁判所」と訳して裁判所であることを明示するが、野田先生や山口先生は折衷的で旧名称である *commission de la sécurité sociale* を「社会保障委員会」とされる

3 付随的部分におけるこだわり

訳語の選択について、野田先生の方針を私なりに解釈し採用している上記の諸基準は、とりわけ直訳主義というものではないと思う。むしろ、以下に述べる付随的部分におけるこだわりが、独特の用語法として疑念を抱かせる原因ではなかろうか。

A 野田先生におけるこだわり

野田先生の訳語においてむしろ特徴的であるのは、こういっては恩師に大変失礼であるが、かなり些細な点を捉えて、完全な定訳に異を唱えるという事例が多々あることである。ご自身でもおっしゃられる「土佐のいごっそう」の性格を受け継いでおられ、この点でかなり頑固な主張を繰り返された。もっとも、歴史学者の定訳が法学者の眼からみて不

正確な理解に導くと思われる場合は納得がいくので、私も従っている。たとえば、*parlement* は「高等法院」と訳されてきたが、通常の上訴手段がないので「最高法院」とすることや先の「全国身分会議」などである。

逆に、慣用表現に対してそこまで批判的な主張されなくともよいのではと思うものとして、たとえば *droit romain*、*droit germanique ou germain* をロオマ法、ゲルマニア法と訳されることがある。もし后者をゲルマン法とするのであるならば、他方はロマン法とすべきであると強調される。国名で示すかその形容詞形で示すか表現を統一すべきであるという意味ではもっともな主張であるが、あまりに従来の訳語が定着してしまっている。ゲルマンの対語としてロマンとした場合には *romain* ではなく *roman* という異なる意味を持つ似通った発音の言葉もあって混同しやすい。それならばロマンではなくロマニスト、ロマネスクなどと訳せばよいのかもしれないが、だんだん話が込み入っていく。

国名については、その国での発音を重視するのが野田方式であり、たとえばフランス、イタリア、ベルジックと並べるので、ベルギーという表現に慣れた一般人にはベルジックはいかにも奇異である。またスペインとは言わずにエスパニアであり、アルゼンチンとは言わずにアルヘンチナとされる⁽¹⁶⁾。しかし、必ずしも一貫させてはおらず、たとえばドイツという表現は許容されてドイチェラントとはされない。またイギリスという表現はスコットランドを含むか曖昧である点を懸念されるが、許容されてイングランドとはされない。

B 北村教授におけるこだわり

フランス語のカタカナ表記が多いのも、カタカナ表記の仕方も、古き

(16) 野田良之「エスパニヤ婚姻法」「アルヘンチナ共和国婚姻法」宮崎孝治郎編『新比較婚姻法Ⅱ、Ⅲ』(1962年、勁草書房)、同「エスパニヤ法における民事判例の地位」『現代ヨーロッパ法の動向』(1968年、勁草書房)。

よき時代を感じさせる文体もそうであるが、今日野田先生の翻訳形式をもっともよく継いでいるのは北村一郎教授であろう。それどころか、原語のニュアンスを残そうという原語対応主義を、原語と日本語の1対1の対応を重視するというので、さらに推し進めているのが、北村一郎教授である⁽¹⁷⁾。多様なフランス語の用語をフランス人が使い分けられているのに応じて、それぞれ別の訳語をあてる努力をされているわけである。たとえば、*ministère public* については、北村教授は常識的な訳語である「検察官」ではなく、原語を想起させる「公的輔佐」と訳された⁽¹⁸⁾。これには野田先生も検察官でよいのではと批評されており、北村教授の方が徹底しているともいえる⁽¹⁹⁾。

これに関連する典型的な例は、*cour* と *tribunal* の法院、裁判所の1対1の訳し分けへのこだわりである。EU法に関する北村教授と中村民雄教授との共訳にあたって、両者が激しくぶつかったのも、EC法院かEC裁判所かという訳語の選択にあった⁽²⁰⁾。確かにフランスでは相当厳密に使い分けられている。*Cour de cassation*、*cour d'appel*、*tribunal de grande instance*、*tribunal d'instance* 破毀院、控訴院、大審裁判所、小審裁判所といった区別である。裁判所の呼び方だけでなく、裁判官 *conseiller*、*juge* も検事 *avocat général*、*procureur* も判決 *arrêt*、*jugement* も上級法院と下級裁判所では異なる呼び方である。これに対して、わが国ではかつては大審院といった用法もあったが、今日では両者を区別する習慣がな

(17) 北村教授は私からみて兄弟弟子にあたり、現在東京大学でフランス法を担当しているから、学会に与える影響も少なくない。

(18) 北村一郎「フランスにおける公的輔佐（いわゆる検察）の概念」前掲『東西法文化の比較と交流・野田良之先生古稀記念』701頁以下参照。

(19) 野田良之「『東西法文化の比較と交流』を贈られて（4完）」書齋の窓 338号（1984年）54—56頁。

(20) 北村一郎＝中村民雄訳「フランシス・G・ジェイコブズ・ヨーロッパ共同体法院の役割——その判例政策に関するいくつかの観察」法学協会雑誌 109巻 10号（1992年）1頁以下参照。全体で31頁からなる訳文であるが、実は翻訳自体は半分以下の14頁で終わっており、訳注における北村、中村両教授の訳語選択にかかる応酬が大半である。

い。裁判所はすべて裁判所であり、最高法院ではなく最高裁判所である。ただしこれをフランス語で表現しようと思ったら、Tribunal suprêmeではなく、Cour suprêmeとしなければならないことになろう。郷に入っては郷に従うべきであるからである。

国際的な裁判所についても同様であり、日本語訳は常に裁判所となる。Cour internationale de justiceは、外務省の公定訳では国際司法裁判所としており、国際法院としてはいない。Cour de justice des communautés européennesも欧州共同体司法裁判所が定訳であって、欧州共同体法院とはしていない。私などは根性がなくて皆がそういう使い方をしているのであれば、すぐ妥協に傾いてしまうのであるが、北村教授は妥協せずに、法院とすべきだというのである。確かに欧州共同体第一審裁判所 tribunal de première instance ができてみれば、上級法院と下級裁判所を訳語上でも区別することに一理があるようにも思える。もっとも、これを区別しているのは、フランス語正文であって、英語正文では同じ用語を用いている。

C 滝沢におけるこだわり

私がむしろこだわっているのは、Président de la Républiqueで全体として大統領という意味であるのと同様に cour de justiceで全体として法院ないし裁判所という意味である点である⁽²¹⁾。Cour des comptesならば会計院であり、会計検査院と訳すことはあっても、行政例外裁判所としての面は有するものの会計法院という訳し方はない。Cour、ラテン語でいえば curia は宮殿で開催される会議室であり、裁判も行われるが他の会議も含まれる。司法裁判所という言葉は、国内法的には普通は司法権に属する裁判所のことであって、行政裁判所や憲法裁判所と対立する概念である。président が多義的であるので de la République と修飾語をつけ

(21) 北村教授もこの点を指摘しておられ、まったく同感である。北村=中村前掲訳17頁訳注1。

て大統領という意味になるのと同様に、*cour* も多義的であるので *de justice* をつけて裁判所であることを明確にしているのもあって、司法という限定を付加しているのではない。三重大学の洪恵子教授にお聞きしたら、国際法では仲裁裁判所 *cour d'arbitrage* が先行しており、それと区別される *cour de justice* が発達してきたということである。たしかにそのような事情があるようであるが、仲裁法廷と対比されるのは、司法裁判所の法廷ではなく普通の裁判法廷ではないか。フランスに *Haute cour de justice* という特別裁判所がある。山本桂一先生はこれを「司法高等法院」と訳された⁽²²⁾が、司法権に属するわけではなく誤解されやすい。これに対して、野村敬造先生は実態にあわせて司法ならぬ「政治高等法院」とかなり意識しておられる⁽²³⁾。私は野田先生などとともに単に「高等法院」としてきた。これについては、私の弟子筋にあたる秀明大学の田辺江美子教授が専門的に研究している。近時の改革後は *de justice* を取って *Haute cour* となった。「高等院」という訳が田辺教授からなされており、私も従うことにしている。法院から法の部分がとれた背景には、その役割が裁判的というよりは一層と政治化したことが関係しているものであり、自説が立証されたと考えている。国際司法裁判所や欧州共同体司法裁判所という訳語が不適切というか誤訳に近いことを外務省に納得させるには、「国際法院」「欧州共同体法院」とすべしという北村説⁽²⁴⁾と、法院でなくとも少なくとも司法をとって「国際裁判所」「欧州共同裁判所」とすべしという滝沢説の両主張が存在しても、難しいのであろうか。国際法学者には、是非再考していただきたい。

(22) 山本桂一「フランスの司法高等法院 *Haute cour de justice*」国家学会雑誌 74 卷 3 = 4, 5 = 6, 7 = 8, 9 = 10 号 (1961 年)。

(23) 野村敬造訳「フランス共和国憲法」宮沢俊義編『世界憲法集』(1983 年、岩波文庫)。

(24) 北村教授が主張される法院とすれば、注 (22) のように司法法院などとしないうり「司法」の問題はおのずから解決するので、もっとも良いと考える。

4 具体例の検討

フランス法を専攻していないと、これまでの話もどのような議論であるか分かりにくい部分があるかもしれないが、今回の訳書からさらにいくつかの具体例をあげて、私の試行錯誤と妥協の跡を説明してみたい。

① *commissaire du gouvernement* と *conclusions* フランス法専攻者は、前者は文字通りに「政府委員」とする訳が多く、後者は野田先生がもつとも直訳的な「結論的申立て」であった。後者はいかにも日本語としてこなれていないので、私は「総括意見(書)」という訳語をあてていることは既に述べた。このうち検察官のおこなうものは、「論告」が一般的である。フランスでは、検察官が被告人に対して主当事者としてこれを行うほか、民事事件でも中立的な立場から法廷意見を述べることもある。さらに行政裁判所においても、政府委員という資格で中堅の調査官(*maître des requêtes*)が第三者的な法廷意見として述べることもある。ほかに当事者が行うものでは「請求の趣旨」「申立趣意書」がこれに相当する。そうであれば共通語として造語の必要があると思われる。論告、論告担当官では、日本語としてはこなれているかもしれないが、刑事事件を連想して不適切と思う。私がそのように言って反対して、中立的な法廷意見を述べる場合には「判決提案」、「判決提案官」という、実はかつて兼子先生自身が用いておられた用語で妥協したわけである。フランス法に素人でも内容がよく分かる訳語である。ただし、私は、政府委員、総括意見(書)という訳語を個人的にはフランス法一般については使い続けるつもりである。政府委員についてはこれのもつ歴史的由来が伝わることは、日本人にわかりやすいことよりもむしろ必要なことと思うからである。フランス人読者であっても、なぜ *commissaire du gouvernement* という名称であるか分からず、由来を説明されて初めて納得するのが一般的である⁽²⁵⁾。また *conclusions* については、主体のいかん

(25) フランスが誤解であると抗弁しつつも、欧州人権裁判所によって *commissaire du gou-*

にかかわらずフランスではすべて総括意見（書）という共通する法形式で捉えているというメッセージを伝えたいからである。

② *Conseil d'Etat* 今回訳語の統一を見送った代表例である。先に述べたように、私は訳語をあてる主義であるので、宮沢先生、野田先生、山口先生流に「国務院」としている。もっとも私もかつて博士論文を書いたときはコンセイユ・デタとカタカナ表記していた。行政法学者の大半がそうしてきたからである。野田先生もカタカナ表記を併用している。しかしカタカナでは内容が素人にはまったく分からないので不親切と思い、その後宗旨替えをした。県参事会 *conseil de préfecture* との対比では国家参事院ないし「参事院」も考えられる。野村敬造先生は参事院と訳している。兼子先生は *conseiller d'Etat* になると、「コンセイユ・デタ評定官」では長いうえにカタカナと漢字まじりとなるので、「国務院評定官」とすることを提案され、訳書ではそのようになっている。杓子定規な私の趣味とは反する、いささか便宜的使い分けと思われるが、私の国務院という訳語に配慮してくださった面もあろう。そこで私も解説の判例紹介の部分ではすべてカタカナ表記を採用してご好意に応えることにした。互譲の精神の発現として、不統一は容赦願いたい。

③ *administré* 「行政客体」と私はしてきたのであり、受身形はまさにそのような原語のニュアンスを伝えるものと考えてきた。今日でも公衆（*public*、1978年法）や市民（*citoyen*、2000年法）と同義で講学上ごく一般に *administré* が用いられていることは、公権力時代の従属の意味を消失していることを示していると思われる⁽²⁶⁾。これに対して兼子先生は、*administré* は今日では能動的に行政活動に参画する立場にあるのでそう

vernement が手続きに公正さを欠く不適切な制度と断罪された（2001年6月7日のクレス判決）のも、政府委員と訳して初めて理解できるのではなかろうか。なお、2009年1月7日のデクレによって、政府委員は報告官（*rapporteur public*）へと名称を変更された。

(26) 滝沢正「紹介：行政と市民」日仏法学 23号（2005年）236頁以下参照。行政相手方に外国人を含める意味では、市民（*citoyen*）よりも公衆（*public*）が良いのではないかという議論はあった。

した立場を示すのに客体という訳語はふさわしくないとして反対の立場であり、国民とか市民ではどうかとされた。妥協して私の担当部分では価値中立性を一層強調して「行政相手方」に落ち着いた。これに対し、兼子先生ご自身の担当部分では、ほとんどすべて国民で通しておられる。したがって、これも不統一といえる。

④ *sujétion* 行政は特別な権限をもつ反面、特別な義務も負っていることを示す言葉である。*prérogative* や *privilège* には特権という定訳——もっとも近時の日本行政法ではあまり用いられないようである——があるけれども、行政の優越的地位が強調されていた名残であって、*sujétion* には確立した訳語というものはない。特別という修飾語がないのにつけて「特別義務」とするのは私の趣味ではないものの、適切な訳語を見いだせず兼子先生の訳語を採用した。特権と形式的には対比されるような「特務」という既存の言葉もないわけではないが、特務機関などという秘密の仕事を担当しているように誤解されてしまうからである。

IV おわりに

翻訳を行う場合に、原文を表現する文章にせよ原語にあてる用語にせよ、個人的な嗜好が大きな要素を占めていると思われる。論文を執筆する場合と同様に、翻訳にも必然的に個性が反映しているわけである。それにもかかわらず、特定の文章や用語を選択している背景には、翻訳というものに対する考え方が横たわっている。その共通する考え方を抽出して、ある程度一般的な手法を構想できれば翻訳を試みる者全員にとって便宜であろう。今回の示唆はフランス法について、しかも自分が共著者として関与したフランスにおける新書の翻訳作業を通じた感想程度のものである。また、フランス法専攻者としては今頃こうしたことを述べるのは遅きに失しているということで、私の怠慢を指摘されても仕方が

ない。しかしながら、本稿が様々な局面でフランス法文献の訳出を迫られている方に対して、いささかでも役に立てば幸いである⁽²⁷⁾。

(本学法科大学院教授)

(27) わが国における西欧法の導入と翻訳の問題の本格的検討は、本稿の対象外であるが、Ichiro Kitamura, *La traduction juridique: un point de vue japonais*, *Les cahiers de droit*, vol. 28, n 4, 1987, p. 747 et s.; Tadashi Takizawa, *La réception des droits étrangers et la langue*, *De tous horizons*, *Mélanges Xavier Blanc-Jouvan*, SLC, 2005, p. 179 et s. 参照。